

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

●届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 49 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 49 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 49 % 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 10,000 円 活動 1 日当たり 20,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 49 % 手数料負担は求人者とします
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 49 % 手数料負担は求人者及び関係雇用主とします
返戻金制度に関する事項	当事業所は返戻金制度を設けておりません。
手数料に関する事項	求職者から手数料は徴収いたしません。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 22-ユ-300393

一般社団法人 静岡就労支援センター

静岡県浜松市中区鍛冶町 124 マルHビル 4 F

2021 年 9 月